第３期庄原市教育振興基本計画（素案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について

「第３期庄原市教育振興基本計画（素案）」について、市民の皆さまからご意見を募集した結果と、寄せられたご意見に対する庄原市教育委員会の考え方は、次の通りです。

１　意見募集期間

令和８年１月 26 日（月）～令和８年２月 25 日（水）

２　素案の公表方法

市ホームページ、庄原市役所　本庁舎（教育総務課窓口）及び各支所（各教育室窓口）

３　意見提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参

４　意見提出状況

意見提出者　　６名

意見総数　　37 件

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
1	計画全体	（「ふるさと」という言葉について） 本素案では「ふるさと」を「地域への愛着や関わりを象徴する包括的な語句（企画課）」として用いているとのことですが、一般的には「出身地」を意味する語として受け取られています。そのため、タイトルや本文中で多用することにより、市の意図とは異なる解釈が生じる可能性があります。特に子どもに関する記述においては、将来このまちを離れることを前提とした表現と受け取られるおそれがあります。行政計画においては、用語の定義が明確であることが重要であり、解釈を受け手に委ねる形は望ましくありません。以上を踏まえ、「ふるさと」の使用場面を整理し、「このまち」「地域」など具体的な表現への置き換え、または本計画における用語の定義を明記することを求めます。	「ふるさと（故郷・古里）」という言葉は、「出生地」に限定された語ではなく、主に「自分が生まれ育った場所」や「心の拠り所となる場所」を指すと言われています。本素案では、「ふるさと」とひらがな表記とすることで、温かさ、懐かしさを表現しています。 「出身地」を意図したものではありませんが、広く使用されている用語であることから、用語の定義を記載しないこととします。
2	計画全体	（「ふるさとを愛する心をもち」という表現について） 本素案では、「ふるさとを愛する心をもち」という表現が用いられていますが、子どもに対して特定の心情を直接求めるものとして受け取られる可能性があります。子どもが地域に愛着をもつ過程は、子ども自身の努力によって形成されるというよりも、家庭や学校、地域の大人との関わりや日常の経験を通して、結果として育まれる側面が大きいと考えます。そのため、「ふるさとを愛する心をもち」「ふるさとに愛着や誇りを持ち」といった心情を直接示す表現ではなく、「地域に親しみ」などのように、関係性を示す穏やかな表現へ整理することにより、子どもが自然と地域に親しみや愛着を育める環境づくりを示す記述とする方が、より適切ではないでしょうか。	本計画では、「基本目標１　学校教育の充実」について、「ふるさとを愛する心をもち、主体的に学び続ける児童生徒の育成」としています。ふるさとのことを考え自ら学び体験する環境づくりにより、ふるさとを愛する心が培われるよう取組を推進してまいります。
3	計画全体	（不登校・多様な学びへの地域共創型支援体制） 少子化、小規模校化、不登校の増加、地域の担い手不足、公共施設再編といった課題は、教育、福祉、産業、住民自治が相互に連関する構造的課題です。本計画を、単なる教育行政計画ではなく、「人づくりを通じて地域の持続可能性を再構築する総合戦略」として明確に位置付け、学校、社会教育、家庭、地域運営組織（自治振興区・農村 RMO 等）、大学、民間教育機関が連携する「地域共創型教育システム」の構築を横断的目標として明示すべきです。	本計画は、教育基本法の規定に基づき策定するものであり、本市の教育行政施策の基本的な考え方、方向性を示す計画となります。 基本理念に「あらゆる分野の力となる源泉は『人』です。」と記載し、持続可能な社会の創り手を育成するために、教育や人材育成の重要性を前提として策定しています。 なお、様々な関係者等との連携については、「基本目標１　学校教育の充実」において、「地域の教育力を生かした社会的自立に向けた教育の推進」に取り組むこととしており、系統的なキャリア教育の充実や地域の課題解決に取り組む探究的な学習の充実に努めることとしています。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
4	計画全体	（第３期庄原市長期総合計画との連動） 第３期庄原市長期総合計画における ・「こどもまんなか社会」の実現 ・人口減少対策 ・自治振興区・農村 RMO 等連携強化 ・産業人材育成・定住促進 ・公共施設再編・廃校活用 と戦略的に連動させることにより、本教育振興計画は単なる分野別計画ではなく、「人づくりを軸とした庄原市の将来経営計画の中核エンジン」として機能するものとなります。教育振興計画と長期総合計画を別個の計画としてではなく、「同一の将来ビジョンを異なる角度から具体化する双子の計画」として位置付け、進捗管理・評価・予算編成においても一体的に運用されることを要望します。	庄原市教育振興基本計画は、教育基本法の規定に基づき策定するものであり、本市の教育行政における各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画となります。 第３期庄原市長期総合計画は、市の各種行政計画の最上位に位置づけられる計画であり、庄原市教育振興基本計画の策定においても、長期総合計画を参酌しながら、将来像や目標指標を共有して施策を推進することとしています。
5	計画全体	（根拠法令への追加） 本計画の根拠として、「教育基本法」に加え、「こども基本法」を明記してください。これにより、庄原市の教育が「子供を教育の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として尊重される現代的な法的枠組みに準拠していることを明確にすべきです。	教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき策定するものです。「こども基本法」は根拠法ではありませんが、計画を進めるにあたっては、「こども基本法」の趣旨を踏まえた取組を行ってまいります。
6	計画全体	（法令根拠の拡充） 国が定めた「こども基本法」および「こども大綱」により、地方自治体のあらゆる関連施策において子どもの人権尊重と最善の利益の優先が求められています。本計画の策定根拠に「こども基本法」を追記してください。これにより、児童生徒を単なる指導対象としてではなく、権利の主体として位置づける市の基本姿勢を対外的に明確にする必要があります。	教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第３項の規定に基づき策定するものです。「こども基本法」は根拠法ではありませんが、計画を進めるにあたっては、「こども基本法」の趣旨を踏まえた取組を行ってまいります。
7	計画全体	（意見表明権の保障システム構築） こども基本法第 11 条の理念に則り、計画の策定や教育施策の実行プロセスに子どもが参画できる仕組みを具体化してください。児童生徒からのヒアリング機会の定期的な設定や、「こども会議」等を通じた市政へのフィードバック体制の構築を要望します。	子どもの意見表明権は、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、本計画においても大切なことであると認識しています。 なお、これまでも、児童生徒へのアンケートの実施や、児童生徒が学校生活や地域学習について主体的に参画し意見を述べることができる機会を設けることなどに取り組んでいます。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
8	計画全体	（権利に関する理解促進と啓発） 計画が目指す子どもの育成基盤となるのは、子どもたちの心理的安全性（ウェルビーイング）です。教育関係者、保護者、地域社会、および児童生徒自身に対し、「子どもの権利条約」等への理解を深めるための啓発事業を主要施策として明記してください。	子どもたちのウェルビーイングや心理的安全性の向上には、関係者が子どもの権利について正しく理解することが必要であると認識しております。 子どもの権利に関する普及啓発は、「庄原市みらい子どもプラン（こども計画）」において、基本施策に掲げていることから、こども計画の所管課とともに、関係部署・関係団体と連携して取り組みます。
9	はじめに	（構成・読み手を明確に） 「はじめに」は、教育長名で示される、本計画の理念や方向性を市民に伝える重要な文章です。しかし現状では、社会状況、市の課題・魅力、教育や生涯学習に関する内容が一つの流れの中に混在しており、全体として散漫な印象を受けます。そのため、論点や構成が把握しにくく、主な読み手が市民・保護者・教育関係者のいずれであるのかも不明確で、誰に何を最も伝えたいのかが読み取りにくくなっています。「社会的背景」「本市の現状と課題」「本市の強み」「教育の基本的な考え方・方向性」などに整理して記載することで、計画の意図がより明確に伝わると考えます。	「はじめに」は、教育振興基本計画の背景や本市教育の理念、基本姿勢について、記載しています。ここに示していることを基盤に各施策等において具体的な取組を行ってまいります。
10	はじめに	（数値表記（「116」「45」）について） 出生数（「116」人数）と高齢化率（「45」割合）という性質の異なる数値が並列で示されており、直感的に理解しにくい表現となっています。それぞれの意味や単位を明確にし、文章として整理して記載することで、現状認識がより伝わりやすくなると考えます。	「はじめに」は、教育振興基本計画の背景や本市教育の理念、基本姿勢について、記載しています。ここに示していることを基盤に各施策等において具体的な取組を行ってまいります。 なお、提示している数値は、いずれも、少子高齢化に関係する数値です。少子化や高齢化が急速に進んでいる本市の現状について、何だろうと考えインパクトを感じていただきたく「 」で表現したものです。
11	はじめに	（自然環境と「意欲的な暮らし」の結びつけについて） 「豊かな自然の恵みがあること」において、自然環境の存在を「意欲的な暮らしができる」ことに直接結びつける表現には、やや論理の飛躍を感じます。 豊かな自然環境は、子どもたちの感性や想像力を育む重要な学びの基盤です。自然と関わる体験を通じて、多様な気づきや感じ方を得ることが、子どもの成長過程において大切な教育的価値を持つものと考えます。	「はじめに」は、教育振興基本計画の背景や本市教育の理念、基本姿勢について、記載しています。ここに示していることを基盤に各施策等において具体的な取組を行ってまいります。 庄原の魅力、良さを、庄原で暮らす人（子供、大人）の様子に注目して、具体的に触れています。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
12	はじめに	（「５つの心がけ」の位置づけについて） 「５つの心がけ」は、市内ＰＴＡが主体となって定めた取組であるにもかかわらず、本文からその経緯や主体が読み取れず、教育委員会の施策や方針の一部であるかのような印象を受けます。本計画の「はじめに」は、教育委員会としての理念や基本的な方向性を市民に示す役割を持つ部分であることを踏まえると、特定の団体が定めた行動指針や標語をここに記載することは、計画全体の位置づけを分かりにくくするおそれがあります。したがって、本計画の冒頭での記載ではなく、別の記載箇所のみで扱うなど、記載位置の再検討が望ましいと考えます。	「はじめに」は、教育振興基本計画の背景や本市教育の理念、基本姿勢について、記載しています。ここに示していることを基盤に各施策等において具体的な取組を行ってまいります。 「５つの心がけ」については、「基本目標５　家庭・地域の教育力の向上」の「基本施策２　家庭・地域と一緒に取り組む教育活動」の中で、主な取組として記載しています。なお、庄原市ＰＴＡ連合会と庄原市教育委員会が連携して策定し取り組んでいるもので、特定の団体が定めた指針等ではないことについてご理解をお願いします。
13	はじめに	教育長のあいさつは、本計画の理念を市民が受け取る極めて重要なセクションです。現在の文章は、語彙の選択や論理構成において、意図が正確に伝わらない懸念があるため、以下の客観的事実に基づいた修正を提案します。 ・「スピードはますます膨らみ続け」： スピードは「速くなる・加速する」ものであり、「膨らむ」という表現は不適切です。文脈に合わせて「加速し続け」等への修正が必要です。 ・「 一方で、本市の魅力・良さのことです。」：（厳しい状況）との対比が文として成立していません。「一方で、本市には～という魅力・良さがあります」等、完全な文章に整える必要があります。 ・「～基盤となっています」「～分かち合うことができます」「～深めています」の混在：これらを体言止め（～の構築、～の共有など）で統一することで、読みやすさと論理性が向上します。	「はじめに」は、教育振興基本計画の背景や本市教育の理念、基本姿勢について、記載しています。ここに示していることを基盤に各施策等において具体的な取組を行ってまいります。 なお、ご指摘の部分については、文の全体を見通しながら、文体を整理し表現したものです。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
14	基本理念	（「あらゆる分野の力となる源泉は「人」です。」について） 本素案では、基本理念として「あらゆる分野の力となる源泉は『人』です。」と記載されています。「○○の源泉は人」という表現は、企業の人材活用のキャッチコピー等でも用いられますが、「源泉」という語は税制度（源泉徴収等）を想起させる行政用語でもあり、理念を示す文章としては必ずしも適切とは言えないのではないでしょうか。また、「あらゆる分野の力の源が人である」と断定的に表現することは、自然環境や地域の歴史・文化など、人を取り巻く基盤の重要性を相対的に軽視しているように受け取られる可能性もあります。文章中の「源泉」や「エンジン」といった比喩表現を整理し、「人はまちづくりにおける重要な要素であり、人材育成は欠かすことのできない課題である」など、より具体的で分かりやすい記述に改めることで、市民にとって理解しやすく、行政文書としての明確性・説得力が高まると考えます。	「源泉」という語は、地中から水が湧き出るところ、源（みなもと）を指す言葉ですが、本計画においては、「多様な分野や領域で力の根源となるものは人である」「教育は、その推進力となる」という意味を伝えるため、このように表現し、人材育成や教育の重要性を強調しています。
15	1　学校教育の充実	（「主体的に学び考える教育」の具体像について） 本素案では「主体的に学び考える教育の推進」と掲げられていますが、具体的な取組の記載は、学力調査の分析や授業改善、評価方法の工夫など、主として指導方法の改善に関する内容が中心となっています。主体的な学びの育成にあたっては、児童生徒が自ら問いをもち、考え、選択する経験を積み重ねていくことが重要であると考えます。特に小学生段階においては、大きな判断を求めるというよりも、学習方法や課題への取り組み方など、日常の学習場面における小さな選択の積み重ねが、主体性の基盤を育てることにつながるのではないでしょうか。そのような視点が具体的な取組の中に示されることで、「主体的に学ぶ」とは何かがより明確になると考えます。児童生徒の発達段階や学びの状況を丁寧に観察し、必要な支援を行いながら、試行錯誤を支える教育環境を整えることが、主体的な学びの基盤になると考えます。	主体的な学びとは、児童生徒が学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返りながら次につなげる学びのことです。よって、主体的に学び続ける児童生徒を育成するためには、指導者が質の高い学びの実現に向けて、学習内容を深く理解させ、資質・能力を身に付けさせる指導内容や方法、評価を含めた授業づくりが重要となります。
16	1　学校教育の充実	（基本目標における「主体的な学び」の定義について）　基本目標に掲げられている「主体的に学び続ける児童生徒の育成」における「主体性」の定義を明確化してください。一般に「主体的」とは「自分の意志・判断によって行動するさま」を指しますが、現在の素案本文における具体的取り組みの中には、この主体的な学びを促す側面が著しく不足していると感じられます。 本市が定義する「主体的学び」とは、単なる「意欲的な学習姿勢」にとどまるのか、それとも「学習の調整や選択権が児童生徒にある状態」を指すのか等、その定義を「基本的な考え方」等で明文化することを求めます。	主体的な学びとは、児童生徒が学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返りながら次につなげる学びのことです。よって、主体的に学び続ける児童生徒を育成するためには、指導者が質の高い学びの実現に向けて、学習内容を深く理解させ、資質・能力を身に付けさせる指導内容や方法、評価を含めた授業づくりが重要となります。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
17	1　学校教育の充実	教育活動の中に「平和」に関する教育・学習が見当たらない。 世界的な戦争・紛争の脅威・不安が広まる中、平和は当然だということではなく、平和教育の上に今の教育・生活が成り立つのだとの視点で、平和教育・学習を明記し、取り組んでいただきたい。	本計画の「基本目標１　学校教育の充実」において、「豊かな人間性の育成」を掲げており、その中で平和に関する教育・学習は重要な要素であると認識しております。これまで平和教育については、各教科や道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等、全教育活動を通して取り組んでいます。今後も、平和教育の重要性をふまえ、学習内容の充実を図ってまいります。
18	1　学校教育の充実	（子どもの意見反映（意見表明権）の仕組みづくり） こども基本法第11条に基づき、教育施策の策定や実施過程において、子ども自身が意見を述べ、それが尊重される仕組みを施策に盛り込んでください。具体的には、学校生活や地域学習の在り方について、児童生徒が主体的に参画できる「こども会議」の設置や意見聴取プロセスの構築を提案します。	子どもの意見表明権は、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、本計画においても大切なことであると認識しています。 なお、これまでも、児童生徒へのアンケートの実施や、児童生徒が学校生活や地域学習について主体的に参画し意見を述べることができる機会を設けることなどに取り組んでいます。
19	1　学校教育の充実	（子どもの権利に関する啓発の推進） 基本施策の中に、教職員・保護者・地域住民、そして子ども自身が「子どもの権利条約」や「こども基本法」を正しく理解するための啓発活動を明文化してください。自分たちの権利が守られているという安心感（ウェルビーイング）こそが、本計画が掲げる「夢や目標に果敢に挑戦する庄原っ子」を育む強固な土台となると考えます。	子どもの権利に関する普及啓発は、「庄原市みらい子どもプラン（こども計画）」において、基本施策に掲げていることから、こども計画の所管課とともに、関係部署・関係団体と連携して取り組みます。
20	1　学校教育の充実	（「芸術教育の充実」について） 「芸術教育の充実」の項では、記載されている中学校合唱コンクールや文化祭は、いずれも学校行事に位置づけられるものであり、成果発表や評価を前提とした活動です。これらの推進をもって芸術教育の充実とする構成には、項目名との間に整合性を欠く印象があります。「芸術教育の充実」とは、本来、創作の過程を通して感性を育み、自己理解を深める日常的な営みを指すものです。行事やコンクールの推進のみをもって「充実」と位置づけるのではなく、評価や優劣を前提としない創作活動そのものを明確に記載すべきではないでしょうか。項目名にふさわしい内容となるよう、芸術教育の本質的意義を踏まえた記述への修正を求めます。	芸術教育は、表現や鑑賞の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、豊かな情操を養うことをねらいとしており、人格形成の基礎として重要な役割をもちます。児童生徒が芸術系教科の学びを基盤として、他者とのかかわりを通した芸術活動や伝統的文化に触れる等の学びを広げたり深めたりしながら、創意工夫を生かした教育活動を展開する中で引き続き芸術教育の充実を図ってまいります。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
21	1　学校教育の充実	（大学連携による専門性と人材循環の強化） 県立広島大学（三原キャンパス・庄原キャンパス）と連携し、 ・公認心理師、社会福祉士、看護師等による不登校・発達支援 ・教職員研修への専門的助言 ・学生実習を通じた学習支援・居場所支援 ・ICT 管理型ハウス栽培を活用した食育・理数教育・探究学習 を一体的に進め、「大学の専門性を地域教育に実装する仕組み」を計画的に構築すべきです。	今後も義務教育と大学との効果的な連携のあり方について、研究してまいります。
22	1　学校教育の充実	（民間教育機関との役割分担と経営基盤の安定化） 学校法人庄原こどもの夢学園等のオルタナティブ教育機関については、公教育の代替ではなく補完・先導的役割として位置付け、 ・不登校支援や探究学習の委託事業化 ・出席扱い・指導要録連携 ・大学・福祉機関との共同運営 ・廃校活用による複合拠点化により、準公共的教育インフラとして安定した経営基盤を構築する方針を、本計画に明記することが望まれます。	私学の建学の精神について尊重するとともに、今後も公教育の充実に努めてまいります。
23	1　学校教育の充実 3　芸術・文化の推進 4　スポーツの推進	（「部活動の地域展開」・「スポーツ」について） 本素案では、中学校の部活動を地域へ展開する方針とされています。しかし、地域の事情を考えると、全ての部活動を地域に委ねることは現実的に困難です。平日の放課後に一般市民が指導する体制の整備は難しく、生徒数の減少もあり、競技スポーツの人数確保も容易ではありません。また、交通手段が限られる地域では、他地域への移動も難しい状況です。そのため、学校内でのスポーツ活動も並行して検討すべきです。例えば、平日は学校で基礎運動や体力づくりを行い、土日は保護者の協力のもと個人種目（陸上・卓球など）を中心に活動する「スポーツクラブ」型への転換が考えられます。競技志向だけでなく、体力向上や楽しむためのスポーツも推奨できる環境整備が必要です。指導体制の強化として、教育委員会による支援体制の拡充や、必要に応じて職員の関与のあり方を検討すること、あわせて地域おこし協力隊を活用した若い指導者の配置など、多様な人材確保策を検討すべきです。さらに、支所職員の柔軟な関わりや勤務時間の調整を活用することで、地域展開を現実的に進めることも可能です。協力隊員が任期後も地域に定着すれば、学校や地域の部活動を支える担い手となり、生徒の継続的な運動機会と地域スポーツ文化の発展が両立できると期待されます。	中山間地域にある本市では、生徒数の減少や指導者不足、生徒の移送の問題、受け入れる団体や企業がほとんどないなどの厳しい現状がある中で、極めてハードルの高い問題としてとらえています。引き続き、庄原市立中学校部活動検討会の中で様々な課題に対して解決策を練りながら、本市の持続可能な部活動やニーズに応じる部活動のあり方について協議してまいります。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
24	1　学校教育の充実	（「教職員の質の向上」について） 本素案では、教職員の時間外勤務の目標値が、小学校 30 時間以下、中学校 45 時間以下と示されています。教職員の質の向上を目指すのであれば、単に勤務時間の抑制を目標とするだけでなく、業務の精選や役割分担の見直しなど、教職員が学び続ける余力を生み出す組織・業務構造への言及についても明記されることが望ましいと考えます。	この目標数値は「学校における働き方改革の推進」についてのものであり、教員のこれまでの働き方を見直し、授業の質の向上や指導体制の充実を図り、教員が子供たちと向き合う時間を確保することを目指したものです。教員としての専門性を生かしながら、授業やその準備に集中できる時間、教員自らの専門性を高める研修の時間、児童生徒と向き合う時間などを確保・取り組むことによって、児童生徒に対して、より効果的な教育活動ができるよう、在校等時間を意識し、自身の健康管理や、やりがい、魅力を確保しつつ、個々の取組を見直し、学校の業務改善を図る取組を引き続き進めてまいります。
25	1　学校教育の充実	（教職員の質の向上と評価指標－指標設定の妥当性と本質的な能力向上について） 本素案における教職員の資質向上の指標（「研修会満足度」「勤務時間外の在校等時間」）は、あくまで「研修の評価」や「労働環境の改善」を示すものであり、基本方針に掲げられている「実践的指導力」や「高度な専門的知識」という「能力そのもの」を担保する指標にはなり得ないと考えます。	教職員の資質向上を図るための視点や方法は多くありますが、研修での学びの還元状況や、働き方に対する実態を適切に把握することは大切です。引き続き訪問指導等を通して、教職員の資質向上を図ってまいります。
26	1　学校教育の充実	（教職員の質の向上と評価指標－研修満足度の限界） 受講者の主観的な「参考になった」という満足度だけでなく、それが実際の授業改善や児童生徒の「深い学び」にどう還元されたかを客観的に測る仕組み、あるいは還元プロセスを評価対象に含めるべきです。	教職員の人材育成において専門性を高めるための研修は大変重要です。受講内容を踏まえ、授業づくりや研究推進等においてどのように生かされているのか、引き続き訪問指導等において把握し、指導支援の充実を図ってまいります。
27	1　学校教育の充実	（教職員の質の向上と評価指標－勤務時間短縮と質の相関） 時間外勤務の削減は不可欠ですが、それ自体が自動的に教育の「質の向上」を意味するわけではありません。限られた時間の中で、いかに「学び続ける教職員」としての自己研鑽・研究時間を確保し、質を担保するかが本質的な課題です。	本市では、教員がその専門性を生かしながら、授業やその準備に集中できる時間、教員自らの専門性を高める研修の時間、児童生徒と向き合う時間などを確保・取り組むことによって、児童生徒に対して、より効果的な教育活動ができるよう、教員の健康管理や、やりがい、魅力を確保しつつ、個々の取組を見直し、学校の業務改善を図る取組を進めています。引き続き、教職員一人一人の働き方に対する意識の醸成に努めてまいります。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
28	1　学校教育の充実	（「学校給食の充実」について） 本素案では、地元産食材を使用した給食を提供するよう努めると記載されていますが、第二期計画では明記されていた目標指標が、本計画では示されていません。施策の実効性を担保するためには、具体的な目標値や指標を設定し、その達成状況を検証できる仕組みが不可欠です。地元産食材の活用を推進するのであれば、数値目標等を明示し、地域と連携しながら着実に取り組める体制を構築することを求めます。	これまでも、給食に地元産食材を使用できるよう、ＪＡひろしまなど関係機関と連携して取り組んでいますが、近年の気候変動や農家の高齢化等により、地元産食材の安定した確保が課題となっています。 また、アレルギー対応やバランスの良い給食を提供する観点から、地元産食材以外の食材も使用している状況があります。 このため、数値目標は設定していませんが、安心安全な給食の提供や食育の観点から、引き続き、関係機関と連携して、地元産食材を使用した給食の提供に努めてまいります。
29	1　学校教育の充実	（学校給食における地産地消率） 「目標指標に対する現状の実績」において、学校給食の地産地消率の単位は「食品数ベース」ですが、国および、広島県で使用される地産地消率の単位は「金額ベース」となっており、今後の管理指標としては「金額ベース」に統一すべきです。少なくとも、「金額ベース」の数値も併記すべきです。	ご意見にある「目標指標に対する現状の実績」は、第２期庄原市教育振興基本計画における目標指標を食品数ベースで設定していることから、その実績を記載したものです。 地産地消率の単位については、「金額ベース」が地域経済や農業振興への貢献度を図るものであることに対し、「食品数ベース」は、多様な地元産食材の活用を重視するものです。本市においては、食育の観点から、子供たちが多様な食材に触れ、地域や食への理解を深められるよう、食品数ベースでの把握を行っています。
30	1　学校教育の充実	（学校給食と食育における安心・安全とスマート農業の活用） 学校給食については、地産地消に加え、 ･有機農業や特別栽培等による農薬・化学肥料使用低減農産物の計画的活用 ･栽培履歴・生産過程の見える化 ･県立広島大学庄原キャンパスの ICT 管理型ハウス栽培を活用した体験型食育 を位置付け、「安心・安全な食」と「環境に配慮した持続可能な農業」を同時に学べ、後継者育成にもつながる庄原市独自の食育モデルを構築すべきです。	教育振興基本計画は、教育基本法の規定に基づき策定するもので、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。ご提案の農業振興に係る取組については関係部署で進められており、その取組の中で可能な連携を行っています。ご意見の内容は、農業分野に関することであるため本計画に記載いたしませんが、関係部署と連携した食育について、引き続き取り組んでまいります。また、農業分野に関する事項については、所管課に伝えます。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
31	1　学校教育の充実	（「今後の学校のあり方の検討」について） 本項は「あり方の検討」と題されていますが、本文では既存計画に基づく再編を「推進する」と明記されており、タイトルと内容の整合性にずれがあります。政策文書において言葉の使い方は方向性を示す重要な要素であり、このずれは是正されるべきです。本文の内容を維持するのであれば、タイトルを第二期計画書に準じて「学校の適正規模・適正配置計画の推進および今後の学校のあり方の検討について」とすることが望ましいでしょう。また、「検討」とする以上、児童生徒の通学時間や生活への影響など、子どもの立場に立った具体的視点がどのように考慮されているかを明示することが求められます。	「今後の学校のあり方の検討」は、近年の出生数の減少により学校の小規模化が一層進むことが想定される中、子供たちに力をつけていくために学校がどうあるべきか、ということを、適正配置も含め、いろいろな方面から検討していこうとするものです。重要な課題であり早急に取り組む必要があることから、取組の表記をこのようにしたところです。なお、児童生徒への影響については、当然に考慮して検討してまいります。
32	1　学校教育の充実	（学校環境の充実と数値基準の明示について） 学校再配置については、市民の関心が極めて高いため、数値基準を含む情報のアクセシビリティを高めるべきです。「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」で示されている「１学級あたりの児童生徒数は 20 人以上、１学年の学級数は２学級以上が望ましい」といった具体的な基準、および「単式学級編制につながる配置」といった指針を本計画内でも一部引用し、再編の根拠を明確にしてください。また、 単なる「学校統廃合」という断片的な理解を防ぎ、「子供たちにとってより良い教育環境の確保」という多角的な趣旨（教育的観点や地域コミュニティとの関係性）を周知するため、計画紙面に詳細情報や特設サイトへ直接アクセスできる QR コードを併記することを提案します。	第３期庄原市教育振興基本計画では、これまでの「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」の考え方を基本としながら、適正配置を含めいろいろな方面から「今後の学校のあり方」について検討することとしています。 なお、本計画は、本市の教育行政における各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、各取組の基本的な方向性を記載しています。個別の計画を策定するに当たっては、あらためて検討状況を含め、情報提供を行ってまいります。
33	1　学校教育の充実	（不登校・多様な学びへの地域共創型支援体制） 不登校児童生徒への対応について、学校内対応にとどまらず、 ･校内別室・オンライン学習 ･民間オルタナティブスクール（学校法人庄原こどもの夢学園等）との連携 ･廃校・公民館等を活用した地域学習拠点 ･医療・福祉・心理専門職との多職種連携 を組み合わせた「地域共創型多層支援モデル」を構築し、出席扱い・評価・学籍管理を含めた制度的連携を本計画に明記すべきです。	不登校児童生徒への対応や資質・能力の育成等については、引き続き学校・家庭・地域・関係機関等の連携を図りながら総合的な取り組みの充実を図ってまいります。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
34	2　生涯学習・社会教育の充実	（「図書館機能の充実」について） 本素案では、多様な学習ニーズへの対応やレファレンス機能の充実が掲げられています。しかし、一般的な生涯学習レベルの書籍であっても所蔵がなく、検索結果が得られない事例が散見されます。近隣の大学図書館や他市の図書館には所蔵があることから、特定分野の専門書ではなく、基礎的かつ体系的な蔵書整備が十分とは言えません。レファレンス機能を有効に機能させるためには、資料探索以前の段階で学習が行き詰まらないよう、学習の土台となる蔵書の量と質を優先的に整備することが必要です。教育委員会には、蔵書整備とレファレンス機能強化をセットで推進する取り組みを求めます。	本市図書館では、限られた予算や書架スペースの中で蔵書の充実に努めていますが、必要な資料が所蔵されていない場合には、リクエストにより購入することもできます。また、広島県立図書館を中心に、県内他市町の公立図書館との連携により、各図書館が所属する書籍の貸借を行う相互貸借制度を設けています。これにより、必要に応じて不足する所蔵についての資料提供を行っているところです。 学習の基盤となる基礎的・体系的な蔵書の整備は重要であると認識しており、今後も蔵書整備とレファレンス機能の強化を一体的に推進していきたいと考えています。
35	2　生涯学習・社会教育の充実	（「生涯学習事業」について） 本素案では、自治振興区に生涯学習事業を委託するとされています。しかし、事業の企画立案・編集・評価を担う人材育成が十分に伴わなければ、継続性や発展性を欠き、形式的な事業運営にとどまるおそれがあります。限られた教育予算を有効に活用するためには、事業の目的や成果を明確にし、その教育的効果を検証できる仕組みが重要です。 生涯学習事業そのものの意義を否定するものではありませんが、実効性を高める観点から、図書館資料の充実や学校教育環境の整備など、基盤となる分野とのバランスを踏まえた予算配分についても検討が必要であると考えます。 また、主体的な学習を真に支援するためには、あらかじめ配分された予算の執行を前提とするのではなく、教育的意義や期待される成果を明確にした企画提案を募り、審査の上で補助を行う仕組みへの転換も一案ではないでしょうか。これにより、実施主体には目的意識ある企画立案が求められ、教育委員会においても事業の妥当性や効果を精査する体制づくりが促進されるものと考えます。	自治振興区への委託にあたっては、事業の継続性や発展性を確保するため、人材育成が重要であると認識しており、これまでも企画立案や事業運営に関する各種研修を実施しています。今後も研修内容の充実を図り、目的や成果を明確にした事業運営と効果検証に努めてまいります。 また、図書館資料の充実や学校教育環境の整備など、基盤となる分野とのバランスを踏まえた予算配分をとのご意見ですが、生涯学習事業も重要な事業であり、限られた財源の有効活用に取り組んでいきたいと考えています。 なお、生涯学習事業は委託事業であり、教育委員会が示した仕様書に基づいて事業を行っていただいています。毎年度、モニタリングを行って効果を精査するとともに、生涯学習事業実践事例集を作成し、ホームページに公開しているところです。

No.	項目	ご意見の概要	市教育委員会の考え方
36	3　芸術・文化の推進	庄原市には、太古から言い伝えられた伊邪那美命の御陵が比婆山に存在しています。イザナギノミコトと共に日本国を造られたといわれているイザナミノミコトの御陵の存在は、庄原市、広島県だけでなく、日本にとっても重要な事柄です。是非、庄原市の小学生、中学生には、比婆山に眠るイザナミノミコトについての学習と共に、御陵ツアーを実施してもらいたいです。それらのことが、この地に生まれ育つ子供たちに地域への大いなる愛着、誇りに結び付くと考えます。	本市の小・中学校におきましても、社会科や総合的な学習の時間等において、地域の歴史や文化財、自然環境について学習を進めております。比婆山に関する伝承につきましても、学年の発達段階に応じて、神話と歴史の違いに配慮しながら、地域文化の一つとして取り上げている学校もあります。　現地見学等の実施につきましては、教育課程全体とのバランス等もありますので、学校での開催は難しいと思われますが、庄原 DMO 等の関係機関とも連携を図りながら、研究してまいります。
37	その他	（市民参画の重要性とパブリックコメントの改善） 人口減少社会において持続可能な地域づくりを行うためには、行政だけでなく市民の主体的な参画が不可欠です。その第一歩となるパブリックコメントを、単なる形式的な手続きではなく、真の対話の場として機能させるべきです。現在の資料提示やホームページの構成は、必ずしも市民にとって「使いやすく、理解しやすい」ものとは言えません。今後は以下の改善を求めます。 ＊資料の平易化・可視化：専門用語を避け、グラフや図解を用いた「一目でわかる資料」を作成すること。 ＊利便性の向上：ホームページの導線改善や、スマートフォンからでも容易に閲覧・回答できる UI（ユーザーインターフェース）の確保。 ＊ AI 社会における低コストな迅速対応：現代の AI 技術を活用すれば、複雑な計画案を要約したり、平易な表現に書き換えたり、図解を作成したりすることは、極めて低コストかつ迅速に行えます。次回のパブリックコメントからは、AI 等も活用した「読みやすく、参加したくなる資料」の作成を強く要望します。	本市のパブリックコメントは、「庄原市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき実施しています。ご意見については、同要綱を所管する課に伝えます。